



高 教 第 248 号
ス ポ 保 第 279 号
令 和 2 年 6 月 9 日

各 公 立 高 等 学 校 長
県立東桜学館中学校長 殿
県立特別支援学校長

山形県教育庁
高校教育課長
スポーツ保健課長

新型コロナウイルス感染症予防を踏まえた部活動のガイドライン(改訂版
6月13日～7月31日までの活動について)及び部活動の拡大について(通知)

部活動については、「新型コロナウイルス感染症予防を踏まえた部活動のガイドライン及び学校再開後の部活動について(通知)」等(令和2年5月21日付け、スポ保第203号及び令和2年6月2日付け高教第237号、スポ保第246号)において通知しておりましたが、県内における新型コロナウイルス感染症の注意・警戒レベルが「レベル1」であること、政府の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル(2020.5.22Ver.1)」等を踏まえ、下記の内容で段階的な活動拡大を可能とします。

つきましては、活動を拡大するにあたり、別紙1「新型コロナウイルス感染症予防を踏まえた部活動のガイドライン」を改訂しましたので、同ガイドラインを遵守するとともに、別紙4「新型コロナウイルス感染症予防を踏まえた部活動のガイドラインに基づく学校におけるチェックリスト」を活用する等、感染症防止対策を講じたうえで実施いただきますようお願いいたします。

本通知は、7月31日までを目途としており、8月1日以降については別途通知いたします。

なお、県内の感染の状況等を踏まえ、途中で内容を変更する場合はその都度通知いたします。

記

◆活動日・活動時間及び可能となる主な活動内容

	期 日	活動日(上限の時間)	活動可能となる主な内容
1	6/13(土)～	平 日：週3日(2時間以内) 週休日：いずれか1日(3時間以内)	県内の日帰り交流可
2	6/19(金)～	本県の運動部活動及び文化部活動の方針に則った活動日・活動時間とする。	県外の日帰り交流可
3	6/26(金)～7/31(金)		県内の宿泊を伴う活動可

※生徒の体調等を踏まえ、ケガ・熱中症予防に十分留意するとともに補充授業等に影響のないように留意すること。

<担当>運動部担当 高橋 愛 TEL:023-630-2852
文化部担当 阿部 真直 TEL:023-630-3026



高 教 第 248 号
ス ポ 保 第 279 号
令 和 2 年 6 月 9 日

各教育事務所長 殿

山形県教育庁
高校教育課長
スポーツ保健課長

新型コロナウイルス感染症予防を踏まえた部活動のガイドライン(改訂版
6月13日～7月31日までの活動について)及び部活動の拡大について(依頼)

部活動については、「新型コロナウイルス感染症予防を踏まえた部活動のガイドライン及び学校再開後の部活動について(通知)」等(令和2年5月21日付け、スポ保第203号及び令和2年6月2日付け高教第237号、スポ保第246号)において依頼しておりましたが、県内における新型コロナウイルス感染症の注意・警戒レベルが「レベル1」であること、政府の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル(2020.5.22Ver.1)」等を踏まえ、下記の内容で段階的な活動拡大を可能としますので、所管の各市町村教育委員会を通じ、各小学校、中学校、義務教育学校に対し、適切に御対応願います。

つきましては、活動を拡大するにあたり、別紙1「新型コロナウイルス感染症予防を踏まえた部活動のガイドライン」を改訂しましたので、同ガイドラインを遵守するとともに、別紙4「新型コロナウイルス感染症予防を踏まえた部活動のガイドラインに基づく学校におけるチェックリスト」を活用する等、感染症防止対策を講じたうえで実施いただくよう、あわせて御対応願います。

本文書は、7月31日までを目途としており、8月1日以降については別途連絡いたします。

なお、県内の感染の状況等を踏まえ、途中で内容を変更する場合はその都度連絡いたします。

記

◆活動日・活動時間及び可能となる主な活動内容

	期 日	活動日(上限の時間)	活動可能となる主な内容
1	6/13(土)～	平 日：週3日(2時間以内) 週休日：いずれか1日(3時間以内)	県内の日帰り交流可
2	6/19(金)～	本県の運動部活動及び文化部活動の方針に則った活動日・活動時間とする。	県外の日帰り交流可
3	6/26(金)～7/31(金)		県内の宿泊を伴う活動可

※生徒の体調等を踏まえ、ケガ・熱中症予防に十分留意するとともに補充授業等に影響のないように留意すること。

<担当>運動部担当	高橋 愛	TEL：023-630-2852
文化部担当	阿部 真直	TEL：023-630-3026

新型コロナウイルス感染症予防を踏まえた部活動のガイドライン (改訂版 6月13日～7月31日までの活動について)

※令和2年5月21日付けスポ保第203号で通知のガイドラインにおける加筆修正箇所は下線及びゴシック体となっております。

I 基本的な考え方

県内における新型コロナウイルス感染症の注意・警戒レベルが「レベル1」であること、政府の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル(2020.5.22Ver.1)」等を踏まえ、部活動の活動内容を拡大していくこととする。

この場合、この期間においては、通常の部活動とは異なる活動であることを顧問(部活動指導員、安全管理担当教員を含む 以下省略)、生徒及び保護者に認識してもらいながら、感染リスクが高まる3つの条件(密閉・密集・密接)を避けるとともに、「新しい生活様式」を取り入れた部活動を行うことが求められる。

活動にあたっては、「山形県における運動部活動の在り方に関する方針」「山形県における文化部活動の在り方に関する方針」に則り、以下に示す、「基本的な対策」等を遵守し活動するものとする。また、以下に示す「基本的な対策」等は、生徒だけに任せるのではなく、教師や部活動指導員及び安全管理担当教員においても着実な取組みを行うことが必要である。

II 基本的な対策

1 活動日、活動時間及び可能となる主な活動内容について

全ての期間において、下記に記載の内容以外のことについては、感染症対策を踏まえた上で本県の運動部活動及び文化部活動の方針に則った活動とすること。

	期 日	活動日(上限の時間)	活動可能となる主な内容
1	6/13(土)～	平 日：週3日(2時間以内) 週休日：いずれか1日(3時間以内)	● 県内の日帰り交流可 ● 学校が認めた県内関係者(OB等)、県内臨時コーチ等の参加可 ● 各競技・文化活動の特性に応じた集団技能を高める練習可
2	6/19(金)～	本県の運動部活動及び文化部活動の方針に則った活動日・活動時間とすること。	● 県外の日帰り交流可 ※5/25 まで特定警戒都道府県(北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県)とされていた地域等との交流は感染の状況を踏まえ慎重にすること。
3	6/26(金)～7/31(金)		● 県内の宿泊を伴う活動可

※生徒の体調等を踏まえ、ケガ・熱中症予防に十分留意するとともに補充授業等に影響のないように留意すること。

※上記は、県内の状況が「レベル1」の場合の対応であり、レベルが変更される場合や、近県の状況等によって内容を変更する際は別途通知するものとする。

2 校長及び部活動運営委員会（仮称）が対応すべき内容

- (1) 校長は、部活動を実施させる場合には、上記「基本的な考え方」を踏まえ、通常の部活動とは異なる活動であることを顧問、生徒及び保護者に認識させること。
- (2) 校長は、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえたうえで、定期的な活動計画の確認及び活動内容の把握を行い、生徒の安全な活動の確保や教員の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行うこと。
- (3) 校長は、生徒の部活動への参加について、生徒本人と保護者に対し、感染症対策をしっかりと講じていることを説明したうえで、生徒及び保護者の意向を尊重し参加を強制することのないように顧問に指導すること。
- (4) 校長は、部活動における感染症対策として、部活動運営委員会（仮称）（以下、「委員会」と言う。）を開催し、基本的な感染防止対策を徹底するとともに、以下に示すクラスター発生の3条件を避けるための対策を講じること。
 - ① 換気の悪い密閉空間にしないための換気の徹底。
 - ② 多くの人が手の届く距離に集まらない。
 - ③ 近距離での会話や大声での発声をできるだけ控える。
- (5) 委員会は、屋内の部活動で活動場所に多くの生徒ができるだけ集まらないようにする等、3密を避けるように活動場所の割り当てを行うこと。
- (6) 委員会は、電車等の通学状況を踏まえ、生徒の下校が集中しないように活動時間帯を設定すること。
- (7) 校長は、今後、学校において再び臨時休業を行う場合には部活動を中止とすること。

3 顧問が対応すべき内容

- (1) 顧問は、部活動を実施する場合には、活動計画を立て校長に提出すること。
- (2) 顧問は、生徒のけが防止及び熱中症予防には十分留意して活動を行うこと。
- (3) 電車やバス等を利用して活動場所等に移動する必要がある場合には、生徒に対し、「マスクの着用」や「身体的距離の確保」等、基本的な感染症対策を徹底させるとともに、可能な限り3密を避けるよう指導すること。

4 感染防止対策

学校が運動及び文化活動を実施するにあたっては、別紙4の「部活動実施に向けた学校における点検チェックリスト」を活用して、活動前、活動中、活動後の体制を整えて活動するものとする。

IV 実施するにあたっての留意点

1 活動の内容

(1) 運動部について

- ① 運動種目に関わらず、運動をしていない間も含め、感染予防の観点から、周囲の人となるべく距離を空けさせること。(介助者や誘導者の必要な場合を除く)
- ② 小グループで活動させるとともに、屋内に多くの生徒が集まらないようにし、大声を出したり向かい合っでの発声をしたりしないように指導すること。
- ③ 対人競技(柔道、剣道、相撲等)においては、各競技団体が示している指針等に則り、段階的に練習を行うこと。(示されていない競技は全日本柔道連盟の指針等を参考にすること)
- ④ チームスポーツにおいては、人が密集したり接触したりする機会が少なくなるような練習内容にする等、内容を工夫すること。
- ⑤ 各中央競技団体が活動の指針等に示している場合は、その指針等に則って活動すること。(別紙2に各競技団体の URL を記載) 各中央競技団体に活動の指針等を示していない競技については、特性が類似する競技を参考とする等、感染症拡大防止の観点で工夫すること。

※スポーツ庁が各競技団体へ指針等の作成を依頼しておりますので、各競技団体のHPを確認すること。

- ⑥ やむを得ず使い回す道具を使用させる場合には使用前後の消毒を行うとともに、生徒にこまめな手洗いを行わせること。
- ⑦ 仲間同士のハイタッチや抱擁等は控えること。
- ⑧ ビブス等の洗濯が必要なものは活動後、当番等が洗濯するのではなく、各自で洗濯すること。
- ⑨ 用具や機器の操作は、可能な限り 担当する人を限定すること(マネージャーのみが操作する等)。
- ⑩ パス練習・キャッチボールはお互いに適度な距離を確保して行うこと。
- ⑪ ペアを組む競技(ダブルスのある競技、カヌー、ボート等)については、ペアで行う練習時間を必要最小限にとどめる等工夫すること。
- ⑫ 補強トレーニング・ウエイトトレーニングで使用する機器は、使用者が代わる度、消毒液等で消毒すること。

※令和2年5月21日付けスポ保第203号で示した「各競技の特性の応じた留意事項」(別紙2)については令和2年6月12日(金)をもって廃止します。

(2) 文化部について

- ① 演奏や合唱、演劇等の練習で、発声したり、息を強く吐き出したり吸ったりする活動を行う場合は、可能な限り屋外で行うこととし、やむを得ず室内で行う場合は、向かい合っの活動は避け、少人数で、換気を行いながら、声や呼気が外に出ていくように練習する等、工夫して活動させること。
- ② その他の文化部の活動においても、小グループで、3密を防いでの活動となるよう工夫すること。
- ③ 道具を共有する場合には、使用前後の消毒及びこまめな手洗いをさせること。
- ④ 各中央文化団体が活動の指針等を示している場合には、その指針に則って活動すること。
- ⑤ 別添3「各文化部の特性に応じた留意事項について」(6/13からの改訂版)を参照の上、活動すること。

※令和2年6月2日付け高教第237号、スポ保第246号で示した「新型コロナウイルス感染症予防を踏まえた部活動のガイドライン(文化部の特性に応じた留意事項)について」(通知)は令和2年6月12日(金)をもって廃止します。

(3) 他校との交流について

- ① 各中央競技(文化)団体から大会開催の指針等が示されている場合は、その指針に則って交流すること。
- ② 各中央競技(文化)団体から大会開催の指針等が示されていない場合は、「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」(R2.5.29改訂公益財団法人日本スポーツ協会)、「イベント等の開催に関する基本方針」(R2.5.26 山形県)を参考とすること。

※スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン (R2.5.29 改訂公益財団法人日本スポーツ協会)

<https://www.japan-sports.or.jp/news/tabid92.html?itemid=4173>

※イベント等の開催に関する基本方針 (R2.5.26 山形県)

<https://www.pref.yamagata.jp/ou/bosai/020072/kochibou/coronavirus/pdf/event020526.pdf>

- ③ 交流に関して、開始式等はできる限り簡略化したり一礼のみとしたりする等、参加者全員が密集する機会を避けること。
- ④ 交流中は、なるべく発声を避けたり、密集(例えばタイムアウト中の作戦指示や終了後のミーティング等)をできるだけ避けたりする等、距離を確保したりすること。※例えばゴール型の競技において、ゲーム中に密集を避けるように

するという意味ではない。

- ⑤ 交流で使用する物品（フラッグ、笛、得点板、モップ等）はこまめに消毒すること。特に笛等は、口で吹くタイプではなく、電子ホイッスルにしてこまめに消毒する等、工夫して使用すること。
- ⑥ 交流中に共有しなくてはならない物（ボール等）に触れた手で目、鼻等を触ったりしないよう、汗を拭く場合は各自のタオルを使用させたり、こまめな手洗いを行わせたりする等、感染防止を徹底すること。
- ⑦ 交流中は、仲間同士のハイタッチ等は避け、腕や肘で行う等工夫すること。

2 感染防止対策

（１）マスクの着用について

- ① 顧問はマスクを着用すること。
※顧問が実技の模範例を示すために動くときに息苦しさをを感じる場合には外すことも可。
ただし、特に説明をする時にはマスクの着用すること。
- ② 運動を行う場合、生徒は、十分な間隔をとったうえでマスクを外して活動してもよいこととする。ただし、運動の前後、特に会話をしたり、話を聞いたりする場合には必ずマスクを着用させること。
※「学校の体育の授業におけるマスクの着用の必要性について」（R2.5.21 スポーツ庁）には「マスクを外す場合は2m以上確保、マスクを着用する場合は1～2m以上確保」との記載がある。
- ③ 文化部の活動の際は、原則として生徒にマスクを着用させること。
※楽器等を演奏する際やダンス等の激しい動きをする際等で、マスクを着用しないこともあることを指す。

（２）顧問の対応について

- ① 顧問は、活動前に自分の体調を確認すること。発熱（37.5℃以上）や風邪症状のあるときは指導しないこと。
- ② 顧問は、参加生徒に対し（３）に示す内容を指導するとともに活動前・活動中・活動後の健康観察を徹底すること。
- ③ 顧問は、活動全体の管理運営を適切に行うこと。
- ④ 顧問は、生徒の参加状況を把握すること。
- ⑤ 顧問はマスクを着用し、活動内容を紙面で配布する等、指導方法を工夫すること。
- ⑥ 健康診断を年度当初に実施できていない場合、家庭との連携（健康調査票等を活用）や前年度の健康診断結果（新入生の場合は前学校からの健康に関する

る引継ぎ事項)、等に留意し、活動前・中・後の児童生徒の健康観察を徹底したうえで、体力的に無理のない活動となるよう配慮すること。なお、心配される生徒については、かかりつけ医または学校医の診断の後に実施すること。

- ⑦ 顧問は、活動終了後は速やかに帰宅させる等、集団でいる時間を短くすること。
- ⑧ 顧問は、生徒の部活動終了後、退校確認等を行うこと。

(3) 生徒個人の対応について

- ① 活動前に体調を確認すること。発熱（37.5℃以上）や風邪症状のある者は参加しないこと。
- ② 咳エチケットや手洗い、目・鼻・口等を手で触れるのを避ける等の基本的な感染症予防対策を徹底すること。
- ③ 活動中に体調に異変を感じたら直ぐに活動を中止し顧問に知らせること。
- ④ 活動後であっても体調に異変を感じたら顧問に知らせること。
- ⑤ 活動後は速やかに後片付けをして下校すること。
- ⑥ 飲用水は個人で準備し、ボトルやカップ・タオル等の共用はしないこと

(4) 活動場所について

- ① 屋内での活動については、使用時間及び会場の割り当てを工夫し、多くの生徒が集まらないようにする等、3密を避けるようにすること。換気については、特に注意して行い（1時間に1～2回程度）、常にドアを広く開け、窓を多少開けておく等、密閉した空間を作らないようにすること。
- ② 活動場所が学校外の施設の場合は、クラスター発生の3条件を踏まえ校長が実施の判断をすること。
- ③ 消毒液の設置及び積極的な活用、生徒が手を触れる箇所（ドアノブ等）の消毒等定期的（1日1回以上）に担当者を決めて実施すること。
- ④ 換気の悪い会場の場合は、別の場所や屋外に移動する等の対策を講じること。
- ⑤ プールにおいては、プール内やプールサイド等で密な状態（いわゆる芋洗い状態）とならないことや、特に更衣室等での密を避けるよう指導すること。

(5) 更衣室・部室について

- ① 更衣室や部室は感染リスクが比較的高いと考えられることに留意すること。

- ② 部室は、原則として各部活動で所持している物品等や活動する生徒の荷物置き場として使用し、多くの部員が部室の中にいることのないようにすること。
- ③ やむを得ず、更衣室や部室を使用する場合は、換気扇を常時稼働させておいたり、換気用の小窓を開けたりする等、換気を徹底すること。
- ④ 更衣室の利用は、着替え等の必要最低限にとどめるほか、時間帯を分けた使用にする等3密を避けること。
- ⑤ 更衣室については、密を避けるための工夫として、複数の場所を用意する等が考えられる。
- ⑥ 更衣室や部室内で複数の生徒が触れると考えられる場所（ドアノブ、ロッカーの取手、テーブル、椅子等）については、こまめに消毒すること。

（6）活動場所付近の洗面所（トイレ）や手洗い場等について

- ① 洗面所等は感染リスクが比較的高いと考えられることに留意すること。
- ② トイレ内の複数の生徒が触れると考えられる場所（ドアノブ、水洗トイレのレバー等）についてはこまめに消毒すること。
- ③ 洋式トイレの場合は蓋を閉めて汚物を流すよう表示すること。
- ④ 手洗い場等には石鹸（ポンプ型が望ましい）を用意すること。
- ⑤ 「手洗いは30秒以上」等の掲示をすること。
- ⑥ 手洗い後に手を拭くためのペーパータオル（使い捨て）を用意することも考えられる。布タオルを共用することは避けること。

各中央競技団体が示す活動等のガイドライン (R2. 6. 8時点)

別紙 2

	競技団体名	大会開催のガイドラインの有無	活動再開等ガイドラインの有無	備考
1	スキー連盟 http://www.ski-japan.or.jp/	有	有	5/1~9/30連盟主催中止 10/1以降 7/8理事会で審議
2	スケート連盟	無	無	
3	アイスホッケー連盟 https://www.ihf.or.jp/	有	有	
4	陸上競技連盟	無	無	※6月4日以降決定
5	水泳連盟 http://www.swim.or.jp/	無	有	
6	サッカー協会	無	無	
7	テニス協会	無	無	・コロナ対策ガイドライン有 ・~7/31まで大会中止
8	ボート協会	無	無	これから決まる
9	ホッケー協会	無	無	
10	ボクシング連盟	無	無	・留意事項等有 ・各大会150日前までに判断
11	バレーボール協会 https://www.jva.or.jp/	有	有	
12	体操協会	無	無	・コロナ対策ガイドライン有 ・6月末決定
13	バスケットボール協会	無	無	検討中
14	レスリング協会 https://www.japan-wrestling.jp/	無	有	コロナ対策ガイドライン有
15	セーリング連盟 https://isaf-osc.jp/tokyo2020/team_efforts.php	無	有	ナショナルチームガイドライン
16	ウエイトリフティング協会 http://www.j-w-a.or.jp/data/top/2020/iwa2020_05_30_07.pdf http://www.j-w-a.or.jp/data/top/2020/iwa2020_06_01.pdf	有	有	
17	ハンドボール協会 http://handball.or.jp/guideline/	無	無	
18	自転車競技連盟 https://cfr.or.jp/%e8%87%aa%e8%bb%a2%e8%bb%8a%e3%82%92%e6%84%9b%e3%81%99%e3%82%8b%e3%81%bf%e3%81%aa%e3%81%95%e3%81%be%e3%81%b8/?category=Road	無	有	ごく少量
19	ソフトテニス連盟 http://www.jsta.or.jp/topics/2020/06/12599.html	無	無	6月上旬に決まる
20	卓球協会 http://www.itta.or.jp/Portals/0/images/association/guidelines/20200530_NTCguideline.pdf.pdf	有	有	
21	野球連盟	無	無	
22	相撲連盟	無	無	
23	馬術連盟	無	無	大会は7月1日解除予定
24	フェンシング協会 http://fencing-jpn.jp/news/23427/	有	有	
25	柔道連盟 https://www.judo.or.jp/wp-content/uploads/2020/05/63293a4e6cb02bd9755a7eb44feb7fd1.pdf	無	有	コロナ対策ガイドライン有
26	ソフトボール協会	無	無	
27	バドミントン協会 https://www.badminton.or.jp/covid-19/docs/ActivityGuidelines_20200604.pdf	無	無	
28	弓道連盟	無	無	
29	ライフル射撃協会	無	無	
30	剣道連盟 http://www.kendo.or.jp/	無	有	
31	ラグビーフットボール協会 http://en.rugby-japan.jp/	有	有	
32	日本山岳協会	無	無	
33	カヌー連盟 https://www.canoe.or.jp/	有	有	
34	アーチェリー連盟 https://www.archery.or.jp/	有	有	
35	空手道連盟 https://www.ikfne.jp/	無	無	講習会・審査会用ガイドライン有
36	銃剣道連盟 http://www.iukendo.info/	無	有	
37	クレイ射撃協会 https://clay-shooting.website/20200518114116/6209/	無	無	
38	なぎなた連盟	無	無	
39	ボウリング連盟 http://www.jbc-bowling.or.jp/	無	無	コロナ対策ガイドライン有
40	ゴルフ連盟	無	無	
41	トライアスロン協会	無	無	

各文化部の特性に応じた留意事項について(6/13からの改訂版)

別紙3

部活動名	部活動の特性に応じた留意事項
演劇	・ダンス等の激しい動きを伴う練習を行う場合は、屋外で行うか、生徒同士の距離を一層確保すること。 ・立ち練習等を行う場合は、部員同士2m以上の距離を取り、3密の状態にならないよう、演出などを工夫する。
合唱	・演奏や合唱の練習で、発声したり、息を強く吐き出したり吸ったりする活動を行う場合は、可能な限り屋外で行う。
吹奏楽	・金管楽器のマウスピースなど、洗浄できるものは毎日洗浄する。なお、楽器に悪影響がないように、方法については顧問が生徒に指示する。 ・吹奏楽器は、普通教室であれば、3人程度の人数を目安とし、横一列に2m以上の距離を取り、窓側を向いて練習する。 ・金管楽器など、可能であるならば、外での練習を行う。 ・打楽器は、練習場所いっばいに広がった体制で練習するなど、3密にならないよう工夫する。
器楽・管弦楽	・練習時は譜面台を一人一台用意し、譜面の共有はしない。 ・チューナー、メトロノーム等を共有した場合は、適宜消毒を行う。
日本音楽	・楽器や爪は共有せず、個人のもの、または固定して使用する。 ・楽器間の距離を確保し、演奏者の距離が少なくとも2mは離れるようにする。
郷土芸能	・面や笛など、顔や目鼻口が触れるものについては共用しない。太鼓の袍(ばち)など共用せざるを得ない場合は、使用者が代わる度に十分に消毒を行ってから使用する。用具の数量が足りる場合は共用しない。 ・消毒できない高価な楽器や用具については、消毒に耐える代用品を使用したり、廃品等から代用品を制作して活用するなど、工夫をして練習を行う。 ・演舞披露等で使用した用品は、必ず消毒を行う。
マーチングバンド・バントワリング	(マーチング) ・屋外での練習を基本とし、間隔を確保する。 ・楽器演奏に伴う水滴の処理は、各人が布を準備しビニール袋等に入れ持ち帰る。 ・使用器具については、その都度消毒する。 (バトン) ・団体演技練習は、人が密接したり、接触したりする機会が少なくなるような練習内容にするなど工夫すること。
美術・工芸	・複数人で共用する道具や材料は、適宜消毒を行う。 ・制作時の会話は必要最小限にとどめる。
書道	・毛氈を常に机に出している場合は衣料用除菌スプレーなどを使用する。 ・机一台に1人というように十分な間隔をとった練習場所の工夫と、換気、手洗いといった基本的対策を心掛ける。 ・書道パフォーマンスのような集団での練習は、人が密集したり、接触したりする機会が少なくなるように工夫すること。
写真	・撮影会等では人と人との距離を十分に確保するようにする。 ・撮影機材の貸し借りを避け、共用しないようにする。 ・共用する機器は、適宜消毒を行う。
放送	・共用する機器は、適宜消毒を行う。 ・発声を伴う練習は可能な限り屋外で行い、やむを得ず屋内で行う場合は、対面での活動を避け少人数に分かれる。
囲碁	・こまめに(対局ごとに)手指の消毒やうがいを行う。 ・部室内や対局時など人との距離を意識し、3密を避けるよう行動する。
将棋	・こまめに(対局ごとに)手指の消毒やうがいを行う。 ・部室内や対局時など人との距離を意識し、3密を避けるよう行動する。
小倉百人一首かるた	・部室内や対局時など人との距離を意識し、3密を避けるよう行動する。
新聞	・パソコンや筆記用具を共用する場合は、適宜、消毒する。 ・対面でのインタビューは行わず、2m以上の距離をとる。 ・編集の際は、距離を確保して行うが、やむを得ない場合は、マスクやフェイスシールドなどを活用する。
文芸	・各自の作品製作は、距離を確保して行う。 ・部誌製作等に関わる部集会等は、3密を避ける。
科学	・パソコンなどの道具等を共用する場合は、こまめな手洗いや消毒を行う。 ・各種実験・観察において、機器や設備を共用する際にも、消毒、手洗いを徹底する。
茶道	・茶筌等の共有する道具を使用する場合はその都度洗浄するが、個人用の物があればできるだけそれを用いる。 ・菓子やお茶などは自分でとりわけ、点てるようにする。 ・使用した茶碗は各自で洗浄する。 ・お稽古は対面を避け、2mほどの間隔を空けて行う。
華道	・花鉋や花器、教本を共有する場合は、使用後に手洗いや消毒を行う。 ・生け方の講義と生け花演習の場を別にし、3密にならない工夫を行う(机配置は十分な距離をとる)。

新型コロナウイルス感染症予防を踏まえた部活動のガイドライン (改訂版 6月8日～7月31日までの活動について)に基づく学校 における点検チェックリスト

令和 2年 6月 9日
教育庁スポーツ保健課

◆チェック項目

1 基本的な対策

- ☐ (1) 基本的な考え方について、全職員に周知している
- ☐ (2) 活動日・活動時間及び可能となる主な活動内容について、各期日に合わせた内容となるように設定している。
- ☐ (3) 校長は、「基本的な考え方」を踏まえ、ガイドラインに示された対応すべき内容を実施した上で、部活動実施の許可を出している。
- ☐ (4) 委員会は、校長の指導のもと、ガイドラインに示された対応すべき内容を実施した上で、部活動の実施を指示している。
- ☐ (5) 顧問は、部活動について、感染防止対策を講じた上で、活動計画、安全管理等について、校長の指導を受けて実施している。

2 実施するにあたっての留意点

(1) 運動部の活動について

- ☐ ① 基本的な感染症防止対策を講じ、3密を避けた活動となるよう留意している。
- ☐ ② 各中央競技団体が活動の指針等を示している場合は、その指針等に則って活動することとしている。各中央競技団体が活動の指針等を示していない競技については、特性が類似する競技を参考とするなど、感染症拡大防止の観点で工夫している。

(2) 文化部の活動について

- ☐ ① 基本的な感染症防止対策を講じ、3密を避けた活動となるよう留意している。
- ☐ ② 各中央文化団体が活動の指針等を示している場合には、その指針に則った活動となっている。
- ☐ ③ 別添3「各文化部の特性に応じた留意事項について」(6/13からの改訂版)を参照した活動計画となっている。

(3) 他校との交流について

- ☐ ① 各中央競技（文化）団体から大会開催の指針等が示されている場合は、その指針に則って交流を行う内容となっている。
- ☐ ② 各中央競技（文化）団体から大会開催の指針等が示されていない場合は、「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」（R2.5.29改訂 公益財団法人日本スポーツ協会）、「イベント等の開催に関する基本方針」（R2.5.26 山形県）を参考としている。
- ☐ ③ 基本的な感染症防止対策を講じ、3密を避けた交流となるよう留意している。

3 感染防止対策

(1) マスクの着用について

- ☐ ① 顧問は部活動指導中に着用するためのマスクを準備している。
- ☐ ② 運動を行う場合、生徒は、十分な間隔をとったうえでマスクを外して活動してもよいが、運動の前後、特に会話をしたり、話を聞いたりする場合には必ずマスクを着用するよう指導している。
- ☐ ③ 文化部の活動の際は、原則として生徒にマスクを着用するよう指導している。

(2) 顧問及び生徒の対応について

- ☐ 顧問は、活動前に自分の体調を確認するとともに、生徒に対してガイドラインに基づいた感染症防止対策を指導している。

(3) 活動場所・更衣室・部室等について

- ☐ 活動場所（特に屋内）や更衣室・部室・トイレ・洗面所等においては、ガイドラインに基づく感染症防止対策を講じた上で、3密を避けるよう留意している。